

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年5月13日

【会社名】 燦キャピタルマネージメント株式会社

【英訳名】 Sun Capital Management Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 健 司

【本店の所在の場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 管理本部 IR担当部長 松本 一 郎

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 管理本部 IR担当部長 松本 一 郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	220,500,000円
新株予約権証券	1,100,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	106,100,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年5月13日開催の当社取締役会決議によるものです。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,100,000株	220,500,000	110,250,000
一般募集			
計(総発行株式)	2,100,000株	220,500,000	110,250,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、110,250,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期日	申込証拠金 (円)	払込期日
105円	52.5円	100株	平成28年5月30日		平成28年5月30日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部	大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店	大阪府大阪市北区中之島二丁目3-18

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	40個(新株予約権1個につき25,000株)
発行価額の総額	1,100,000円
発行価格	新株予約権1個につき27,500円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.1円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年5月30日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
払込期日	平成28年5月30日
割当日	平成28年5月30日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店

(注) 1. 第7回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成28年5月13日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	燦キャピタルマネージメント株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は25,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、105円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{より当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場(以下、「東証JASDAQスタンダード」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	106,100,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年5月30日から平成30年5月29日(但し、平成30年5月29日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 なお、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位は譲渡先に継承される。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

## (注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約(以下、「本契約」という。)に基づき、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」という。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」という。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使しなければなりません。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(136円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(157円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

## 2. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

## 3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

## 4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

## 5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
326,600,000	6,500,000	320,100,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額220,500,000円及び本新株予約権の払込金額の総額(1,100,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(105,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用3,500,000円、登記費用関連費用2,000,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)1,000,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

## (2) 【手取金の使途】

当社は、平成28年1月19日付で開示しました「固定資産の譲渡および特別損益の発生に関するお知らせ」にありますように、投資対象の見直しを行うため、現在の資産のポジションの変更を一旦行い、バランス・シートを身軽にした後、新たな投資対象に経営資源を再投入するという方針を決定いたしました。予定しておりました全ての固定資産の譲渡が完了したことから、新たな投資を模索してまいりました。

今後の国内不動産市場における投資事業及び投資マネジメント事業の再構築を行うにあたり、市場の現状と今後の動向を以下のように認識しております。

ブライスウォーターハウスクーパース(PwC:本拠地をロンドンに置く世界4大会計事務所の一つ)及びアーバンランド・インスティテュート(ULI:ワシントン・ロスアンゼルス・ロンドンを拠点とする不動産関連シンクタンク)が共同発表しています不動産動向調査報告書「Emerging Trends in Real Estate® Asia Pacific 2016(不動産の新しい動向 アジア太平洋2016年)」にあるとおり、不動産投資と開発投資の見通しランキングにおいて、東京が2年連続の首位、大阪が投資見通しランキングで4位に選ばれております。このことから、グローバルな視点から見た日本の不動産市場に対する投資は、今後も高い注目度が続くと思われれます。

また、日本での中古住宅の市場は、欧米諸国と比較すると6分の1程度と成長の余地があり、日本政府も平成22年6月18日に閣議決定した新成長戦略 21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト の中に『中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増』として「2020年までに中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模を倍増する」(2010年の10兆円から2020年の20兆円)という目標を掲げており、今後の市場拡大が見込まれます。



更に、今後、2019年日本ラグビーW杯、2020年東京五輪開催等の日本国内における国際イベントに加え、格安航空(LCC)の普及、原油安、TPP締結による各種ビザ要件の緩和等の各種要因により外国人観光客等の増加が見込まれることから、益々インバウンド向け宿泊施設の需要が拡大すると予想されます。

このような認識の下、当社は、不動産開発投資分野、中古不動産流通分野におけるビジネスチャンスを生かすべく、東京の不動産開発事業及び中古不動産流通分野において活躍されている有限会社サムエンタープライズ(所在地：大阪市西区江戸堀一丁目20番11号、代表者：尾崎友紀、以下、「サムエンタープライズ社」という。)と協働で事業を行っていくことを平成28年2月に合意いたしました。

サムエンタープライズ社は、東京の都心一等地にて再開発実績(京橋、田町、表参道)があり、優良な収益物件も多数保有しております。

サムエンタープライズ社との取組におきましては、平成26年6月18日成立、同年12月24日施行の「マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」に伴い、今後老朽化したマンション等の建替え需要が多くなり、また建替え要件が以前よりも簡素化されることからビジネスチャンスが拡大すると考えており、サムエンタープライズ社の不動産開発のノウハウ及び情報ネットワークと、当社の有する特定目的会社又は有限責任事業組合等のSPV(特別目的事業体)を中心とした流動化・証券化のノウハウ、及び国内外の金融機関、投資家のネットワークを最大限融合いたします。

また、サムエンタープライズ社は、中古不動産流通事業においても長年の仕入れ・販売実績により多数の業者ネットワークと不動産投資家ネットワークを保有されておられることから、同社の保有する仕入れ実績と再販ノウハウ、情報網、投資家チャネルと、当社の有する特定目的会社又は有限責任事業組合等のSPV(特別目的事業体)を中心とした当社の有する流動化・証券化のノウハウ、及び国内外の金融機関、投資家のネットワーク、並びに関西圏の情報ネットワークを融合し、不動産流通事業に邁進いたします。

なお、今後更に見込まれる海外からの投資資金の流入及び外国人観光客の増加による外国人向け宿泊施設の需要増というビジネスチャンスを活かした、「インバウンド」をキーワードとした不動産事業にも両社の協働体制の下、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

具体的にはサムエンタープライズ社及びその人的ネットワーク、不動産情報ネットワークと、当社の持つ流動化・証券化のノウハウ、アセットマネジメント業務を合わせ、インバウンドに対応した宿泊施設の開発、運営、流動化事業を手掛けていくことを計画しております。

当社としましては、サムエンタープライズ社との不動産開発事業及び中古不動産流通事業並びにインバウンド向け宿泊関連事業による取組により、当社の収益力向上、利益の増加に寄与できると考えております。

一方、当社は、株式会社ナノクス(所在地：北九州市小倉北区西港町94番地の9、代表者：最上賢一、以下、「ナノクス社」という。)との取組を始めとして海外事業への投資を行ってまいりました。残念ながら、ナノクス社との事業は撤退することとなりましたが、今般、改めて発展著しい東南アジアにおける事業への投資を行っていくことといたしました。

周知のとおり、現在、東南アジア諸国の経済発展は目覚ましく、数多くの大規模な工場の建設、都市の開発などが進んでおりますが、開発に対してインフラの整備が遅れております。特にインドネシア等の島嶼部においては、平野部のような送電が困難であるため、電力の不足は深刻な問題で、電力不足の解消のための発電設備の建設及び電力の買取は重要な国策の一つとなっております。今後、東南アジア諸国の島嶼部における電力事業は発展拡大する有望な投資対象と見込まれます。

当社は、海外マーケットを対象とした上記ナノクス社との取組を含めた事業及び技術への投資事業を展開させていく上で、約1年前から海外(特に東南アジア)における有望投資対象の発掘・紹介に関する相談及び情報交換をOCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD(詳細は、第3〔第三者割当の場合の特記事項〕1〔割当予定先の状況〕a. 割当予定先の概要をご参照ください。以下、「OPM社」という。)と行っておりましたが、このような状況の下、OPM社の投資先(OPM社の出資持分44%)企業であるMARVEL GREEN POWER ENERGY PTE.LTD.(所在地：321 Orchard Road, #07-02, Orchard Shopping Centre, Singapore、代表者：斎藤 顕次、資本金：3,163,891 S\$(シンガポールドル)、平成27年度決算：売上高11,884,249.80 S\$(約950百万円)、営業利益1,510,221.12 S\$(約121百万円)、総資産6,147,137.94 S\$(約491百万円)、(1 S\$ = 79.90円 平成28年5月10日現在)以下、「MGPE社」という。)が、現在、東南アジアにおいてバイオマス発電に必要な原材料の販売を行っており、今後、更に、東南アジアでのバイオマス原料(ペレット)の製造や、インドネシアでのバイオマス発電事業を展開・拡大させていく予定であることから、今般、当社の第三者割当増資によるOPM社が引受先となる当該調達資金によってMGPE社への出資を検討する方針を決定いたしました。

MGPE社はシンガポールに本社を置き、これまで東南アジアにおいて、バイオマス原料となる植物の種子の販売や、植物栽培・営農指導といったコンサルティング事業を行ってまいりました。バイオマス関連事業の拡大を図る目的で、インドネシアの電力公社や、現地のガス事業者との協議を重ねてきた中で、今般、インドネシアの島嶼部で具体的な発電・電力供給事業の誘致提案を受けて、それを計画中であり、ガス事業者との間では、ジョイントベンチャーでバイオペレットの製造を検討中です。また、タイにおいては、現地の証券会社や上場事業会社との協議を重ねてきた中で、木質ペレット製造事業者の紹介を受け、同社とのジョイントベンチャーで工場を建設し、ペレット販売事業を開始する予定です。当社としましては、MGPE社への資本参加を通じて、これらの東南アジアにおけるエネルギー事業に参画し、これを足掛かりとして、東南アジアにおけるエネルギー事業に関する投資事業及びファンド事業を展開して参ります。

更には、本事業への投資を行うことにより、OPM社とのより強固な協働体制が構築できることから、同社の持つ海外投資家のネットワークを生かし、今後、東南アジア諸国からの世界的にも安定した評価のある日本の不動産及び高い日本の技術等への投資に伴う当社による投資マネジメント業務への派生も見込んでおります。

また、MGPE社は、こうした事業展開の中で、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーといった新興著しい国々に有力なコネクションを構築しております。東南アジアにおいては、インフラ整備やあらゆる事業において、日本の技術・ノウハウ及び日本からの投資が求められており、MGPE社を通じて、日本の技術・ノウハウ及び日本からの投資を東南アジア諸国に提供していくことは、当社にとって大きなビジネスチャンスになりうると考えております。

#### a. 本新株式

具体的な用途	想定金額	支出予定時期
海外事業会社への出資	105百万円	平成28年6月
不動産事業におけるSPV(特別目的事業体)への出資	40百万円	平成28年6月～平成29年3月
運転資金	69百万円	平成28年6月～平成29年3月
合計	214百万円	

#### b. 本新株予約権

具体的な用途	想定金額	支出予定時期
a. 海外事業会社への出資	95百万円	平成28年6月～10月
b. 海外事業会社への追加出資	10百万円	平成29年2月～
合計	105百万円	

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

海外事業会社への出資金です。

当社は、MGPE社の発行する新株式(発行済株式の16～19%相当を予定)を取得するために必要な資金として200百万円を、今回のOPM社からの払込金により充当いたします。

MGPE社の新株式の取得につきましては、まず、今回当社発行の本新株式に対するOPM社の払込金で、6月に105百万円相当分の株式を取得し、その後、当社発行の本新株予約権のうち上記資金使途表中 a. に該当する37個の行使が完了した際にOPM社から払込まれる資金で95百万円相当分のMGPE社の新株式を取得していく予定です。

本出資は、当社として長期保有を目的とし、今回の当社が発行する本新株式の払込金及び本新株予約権のうち上記資金使途表中 a. に該当する37個の行使による払込金を使って取得する株式とOPM社の出資持分と合わせてMGPE社の発行済株式の50%超を保有することになることから、OPM社と共にMGPE社の経営に積極的に関与することを企図しております。

株式の取得価格につきましては、MGPE社の発行する新株式の価値評価書を第三者算定機関である株式会社バリュー・イン・プレイス(所在地：神奈川県藤沢市)より取得しております。

本取組による当社の収益として、当面はMGPE社への出資持分に応じた配当収益を期待しておりますが、今後、MGPE社が計画している事業が軌道に乗ってきた場合には、当社の持分を20%超にする持分法適用関連会社化を目的とした株式の追加取得も視野に入れており、上記資金使途表中 b.については、本新株予約権全ての行使により払込が完了した資金で10百万円相当分のMGPE社の株式を追加取得し、持分法適用関連会社としての収益の取込みも想定しております。なお、その際の株式の追加取得にあたっては、MGPE社からの配当収益金及び手元資金も併せて取得株数及び金額を検討したいと考えております。

また、今後、MGPE社の事業拡張に伴う資金調達のためのファンドの組成に係るアレンジメント業務に対する報酬、アセットマネジメント業務に対する報酬を見込みます。

当社は、今回のMGPE社への資本参画を足掛かりとして、東南アジアにおけるエネルギー関連事業への直接投資及び投資ファンドの組成・管理による収益獲得を目指します。

なお、本出資につきましては、当社においてMGPE社の調査の最中であり、十分に収益性と安全性を精査した上で判断し、決定したいと考えております。

その結果、正式に本出資が決定した場合、または、場合によって本出資を断念したときには、本出資が決定した事実、または、断念した場合の資金の代替使途を開示いたします。なお、追加取得を取りやめた場合においても同様に、資金の代替使途を開示いたします。

不動産事業におけるSPV(特別目的事業体)への出資金です。

当社とサムエンタープライズ社は、両社の共同出資による主にインバウンド向け宿泊関連事業等の不動産開発事業及び不動産流通事業を行うためのSPV(不動産ファンド等の特別目的事業体)を設立し、当該SPV設立に係る出資金として、当社は出資比率20%程度を目途に出資を行い、サムエンタープライズ社が残りの約80%を出資いたします。

当該SPVの設立は、主にインバウンド向け宿泊施設の開発用の土地の確保及び中古不動産の取得を目的とした当該物件情報を入手した際に機動的に行います。

本取組は、基本的に不動産ファンドを組成して取得することを企図し、1本3億円前後の規模の不動産ファンドを年間4本、1本5億円超の規模の不動産ファンドを年間2本、を目途に組成し、ファンド組成に係る資金及び不動産取得及び開発に係る資金を、当該SPVの出資金等にて拠出し、残額分は、当社の投資家ネットワーク及びOPM社の投資家ネットワークにおける投資家からの出資、当社及びサムエンタープライズ社並びにOPM社の取引金融機関等からの借入により調達致します。

最終的に、収益物件として長期保有するか売却益獲得のために転売するかを判断し、転売する場合のエグジットまでの想定期間は、取得から1年間程度を見込んでおります。

本取組による当社の収益として、流動化スキームのアレンジメント業務に対する報酬、アセットマネジメント業務に対する報酬、及びファンドのエグジット時のキャピタルゲインに対する成功報酬を見込みます。

また、エグジット後もアセットマネジメント業務を継続して請負うケースも想定できます。

運転資金(一般管理費、支払報酬等)

今後、不動産開発事業、中古不動産流通事業、インバウンド向け宿泊施設サービス事業、海外エネルギー関連事業の取組を行い、成約させることで安定したアセットマネジメント報酬が獲得できることから、安定的な収益確保につながるまでに必要と見込まれる平成28年6月から平成29年3月までの一般管理費(人件費・支払家賃等)、業務委託先等への支払報酬(監査報酬、経理顧問先等)、支払手数料(証券代行等)等の運転資金の不足分として69百万円をそれぞれ充当する予定です。

当社は、上記項目の投資事業への資金の活用により、事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築を行うことで、当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、上記調達する資金の具体的な使途の支出時期について変更する場合があります。なお、計画のとおり資金調達が達成できない場合においては、資金の支出時期が遅れる可能性があります。加えて、当社といたしましては、上記のような前向きな投資案件に対して優先的に支出することを第一に想定しておりますが、当社の収益の状況に応じて、やむを得ず運転資金に充当させることを優先する場合があります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

尾崎 友紀

## a . 割当予定先の概要

氏名	尾崎 友紀（以下、「尾崎氏」という。）
住所	兵庫県神戸市
職業の内容	有限会社サムエンタープライズ 代表取締役
b . 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD

## a . 割当予定先の概要

名称	OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD
本店の所在地	1 Fullerton Road, #02-01, One Fullerton, Singapore
代表者の役職及び氏名	Director・NG AH LEONG
資本金	2,305,931 S\$(平成28年3月末現在)
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	NG AH LEONG 100%
b . 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社は当該会社との間で、平成28年1月8日付で金20,000,000円の金銭消費貸借契約(利率:3.0%、返済期限:平成28年7月7日)を締結し、金2,000,000円を借入れておりましたが、平成28年2月に金5,000,000円、平成28年4月に残額の金15,000,000円を返済し、完済しております。

(単位:S\$(シンガポールドル、1S\$=79.90円 平成28年5月10日現在)。)

## c. 割当予定先の選定理由

## (イ) 本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由

当社グループは、平成23年3月期から5期連続で連結経常損失を計上し、前連結会計年度においては、営業損失136百万円、経常損失225百万円、当期純損失265百万円を計上しており、安定した収益の確保には至っておりません。

このように当社グループの業績が著しく悪化している中、業績の回復及び向上のために、上場以来の中核事業である不動産を中心に、投資対象を事業及び事業会社・工業技術などに分散することを進め、より安定した経営基盤が構築できるように、投資及び投資マネジメントという枠組みの中で、事業のリストラクチャリング(再構築)を行って参りました。

特に、一昨年から、ナノクス社と海外における独占的販売権契約を締結し、主に海外へ向けたナノ・フレッシャー等の販売事業の取組を開始し、当社グループの業績回復・向上に向けた起爆剤にすべく頑張参りましたが、残念ながら、製品の海外現地における環境対応のカスタマイズ及びメンテナンス体制の構築が想定以上に難航し、結果として当該事業から撤退を余儀なくされました。

このような状況の中、当社は、従来からの主力業務である不動産投資事業の強化及び新たな投資案件の取組を模索し、その結果、当社との提携を希望する企業及び投資会社との協働事業が構築できる目途が立ったため、その必要資金を確保することを目的として、本資金調達を企図いたしました。

## (ロ) 本資金調達方法を選択した理由

前述のとおり、当社グループの業績が著しく悪化している中、必要資金の確保に際し、以下のとおり、資金調達方法の検討を行った結果、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が有効かつ適切であり、その中で、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた方法が最適であるとの結論に至りました。

## (A) 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れにつきましては、当社の過去の決算状況及び現在の財務状況を鑑みて、新規融資を受けることは困難と判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

## (B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、現在の当社の企業規模(時価総額等)及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

## (C) ライツ・オフアリング(コミットメント型)

コミットメント型ライツ・オフアリング(特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オフアリングのスキームの一形態)は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金用途に充当できないこととなるリスクを低減させることができるという利点があります。当社は、当該スキームについてもその実現可能性を検討しましたが、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

## (D) ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型)

ライツ・オフアリングは、全株主の皆様保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割り当て、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。また、当該新株予約権は上場され、行使されない株主様にとっても市場で売買することにより、持分の希薄化に対する不利益を補うことが可能になります。しかし、当社の財務状況は、第19期(平成23年3月期)から第23期(平成27年3月期)まで、5期連続して経常損失を計上しており、東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項第3号a「最近2年間(「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。)において利益の額が正である事業年度がないこと。この場合における利益の額の取扱いは施行規則で定める。」に該当するため、新株予約権を上場することはできず、この手法は実施することが出来ないため資金調達の候補から除外することといたしました。

## (E) 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が、株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であることから、既存株主の皆様の利益及び株式価値の希薄化による影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、資金調達方法の候補から除外することいたしました。

## (F) 有償株主割当増資

有償株主割当増資は、割当株式の引受の意思のない株主様向けの対応策として、東京証券取引所において発行日決済取引による売却が可能であるなど、株主の皆様にとって平等かつ公平な手法であり、希釈化による不利益を最小化することができることなどから、有効な資金調達手段の1つではありますが、当社の過去の決算状況及び当社が平成27年12月4日に業績予想の修正を行っていること等、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することいたしました。

## (G) 本資金調達方法(第三者割当による新株式及び新株予約権の発行)

本資金調達方法は、本新株式の発行により当面の資金需要に対応しつつ、同時に発行される本新株予約権は、当社が主体となり一定の条件のもと本新株予約権者に行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、下記に記載のとおり既存株主の皆様が株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっています。これらの特徴に鑑みると、本資金調達は現時点において他の資金調達方法と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり、具体的に当社が新株式及び新株予約権の割当予定先に求めた点として、当社の経営方針を継続し、今後当社が行う事業にあたり当社と協働して株主価値向上に努めること、中長期的なスタンスで当社事業に関与し、実質的な株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出した場合に、迅速に新株予約権の買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。この点、本新株予約権者との協議の結果、これらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

## 株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、実際に希薄化は起こりますが、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。また、割当予定先は中長期的な視点で当社との協働事業に係わることを表明しております。更に、本新株予約権の行使価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、当初の予定よりも発行される当社株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。また一方で、当社株式の市場株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が本新株予約権者に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様が株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

## 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額(発行価額)と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

## 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる特徴を盛り込んでおります。

本資金調達により、今後予定している事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し、自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

## (八) 割当予定先を選定した理由

当社は、従来からの主力業務である不動産投資事業の強化及び新たな投資案件の取組を行うために、当社の経営方針をご理解いただき、中長期的なスタンスで当社との連携を希望する企業及び投資会社との協働事業が構築できる企業等を模索しておりました。その中で、当社の事業内容及び資金ニーズに深く共感して頂け、かつ将来の業務面でのシナジーを検討頂ける方を中心に相手先を絞り込み、今回の割当予定先を下記のとおり決定いたしました。

## 尾崎氏

尾崎氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

尾崎氏は、当社代表取締役の前田健司とかねてから交流があり、大阪に本社を置く不動産会社であるサムエンタープライズ社を経営されており、更には近年東京での不動産開発及び流動化事業並びに不動産買取・販売事業において活躍されております。

尾崎氏とは、以前から協業の可能性について協議しておりましたが、今回当社の不動産事業の強化の方針についてご賛同を頂いたことから、不動産開発事業及び中古不動産流通事業において同社と協業関係を構築していくことが有用であると判断いたしました。

なお、尾崎氏が経営する会社ではなく、尾崎氏個人に割当てることとした理由は、尾崎氏が個人で引受けを希望したためであります。

## OPM社

OPM社を本新株式及び本新株予約権発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

OPM社は、本拠地をシンガポールに置き、海外の投資事業、特に東南アジアにおける事業に精通している会社ですが、当社代表取締役の前田健司と10年来の付き合いのあるピラーテ株式会社(M & A等各種コンサルタント業、所在地：東京都港東京都港区赤坂四丁目2番28号)の代表取締役である黒澤明宏氏のご紹介により、1年程前から当社と海外事業への投資について情報交換をしてきた関係であります。

OPM社には、当初から当社の海外マーケットに目を向けた姿勢に大変ご理解を頂いており、また今後、海外からの日本への投資を誘致する際の日本での受け皿としての当社を高く評価して頂いておりました。

そこで今回、現在の当社の状況を鑑み、新たな投資先の紹介及び投資資金について相談を行った結果、今後も長く事業パートナーとして協働していくことを前提に、OPM社の投資先であるMGPE社への出資とそれに伴う必要資金についてのバックアップのご提案を頂きました。

当社といたしましても、お互いのニーズに合った強みとノウハウを活かした関係構築を強化するのに必要なパートナーであると判断いたしました。

## d. 割り当てようとする株式の数

## 尾崎氏

本新株式による当社普通株式	1,100,000株
---------------	------------

## OPM社

本新株式による当社普通株式	1,000,000株
本新株予約権の目的である株式の総数	1,000,000株(本新株予約権の総数40個)

## e. 株券等の保有方針

## 尾崎氏

割当予定先である尾崎氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本方針は中長期保有と伺っております。

但し、市場動向や資金需要等によっては短期での売却の可能性もあると伺っております。

なお、尾崎氏は、不動産開発事業及び中古不動産流通事業において当社と協業予定のサムエンタープライズ社の代表取締役であることから、当社との協働により当社の企業価値の向上に協力して頂く予定です。

また、尾崎氏またはサムエンタープライズ社に資金需要が発生し、本新株式を売却することになっても、事業の協業関係は続けて頂けることを聴取により確認しております。

OPM社

割当予定先であるOPM社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、OPM社からは、当社とOPM社との協働で今後展開する海外事業における成果により当社の企業価値が向上することを期待した純投資である意向を聴取により確認しており、本新株発行及び本新株予約権の行使により交付を受ける当社普通株式については、市場動向を勘案しながら適宜売却する方針と伺っております。

また、本新株予約権は、基本的に市場価格が行使価格を上回った場合に行使を行う方針である旨を聴取により確認しております。

なお、当社は、割当予定先より、割当日より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を徴取する予定です。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、今般割当予定先に対して本新株式及び本新株予約権を併せて発行することから、以下のとおり、本新株式及び本新株予約権の引受けに係る払込みに係る資金の保有状況について検討致しました。

尾崎氏

当社は尾崎氏の預金口座の通帳の写しを受領し、平成28年3月30日現在の預金残高が120百万円であることを確認し、本新株式の発行に係る資金の払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

OPM社

当社は、平成26年3月20日から平成26年12月31日に係る第1期事業報告書及び平成27年1月1日から平成27年12月31日に係る第2期事業報告書を受領し、その損益計算書により、第2期の売上高が38,182 S\$(シンガポールドル)、営業利益が36,048 S\$、経常利益が1,492,091 S\$、当期純利益が1,495,505 S\$であることを確認し、また、貸借対照表により、純資産が2,669,057 S\$、総資産が2,719,394 S\$であることを確認いたしました。

また、当社はOPM社の預金口座のステイトメントの写しを受領し、平成28年5月3日現在の預金残高が212百万円(円換算)であることを確認し、本新株式及び本新株予約権の発行に係る資金並びに本新株予約権の権利行使に係る資金の払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

なお、現預金残高では、本新株式及び本新株予約権の発行に係る資金並びに本新株予約権の権利行使に係る資金の払込みに必要な資金全額を満たしておりませんが、少なくとも本新株式の払込金全額と本新株予約権の行使に必要な資金の大半を用意できており、更に、本新株予約権の行使に必要な資金の不足分につきましてもOPM社において新たに調達するとの旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株式及び本新株予約権の発行価額総額の払込み及び行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。

#### g. 割当予定先の実態

当社は、当該割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社セキュリティ&リサーチ 東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役社長 羽田寿次)に調査を依頼し、調査報告書を受領・確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。



### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

##### 本新株式

本新株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、本資金調達に係る取締役会決議日の前取引日(平成28年5月12日)の東証JASDAQスタンダードにおける普通取引の終値105円を基準とし、1株105円(ディスカウント率0%)といたしました。発行価額の決定(発行決議日の直前営業日の終値を発行価額として採用すること)については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。当社としては、当社の条件に合う資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の事業展開が厳しいものとなるため、そのような状況を踏まえ、割当予定先の発行価額に対する要望を受け入れた結果によるものとなります。当該ディスカウント率については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであること等により、当社としては妥当なものであると判断いたしました。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの1か月間の終値平均96.56円に対する乖離率は8.75%上方、当該直前営業日までの3か月間の終値平均83.66円に対する乖離率は25.51%上方、当該直前営業日までの6か月間の終値平均84.95円に対する乖離率は23.60%上方となっております。

本新株式の発行価額の算定方法について、発行決議日の直前営業日の終値を発行価額として採用した理由は、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、平成27年12月4日付「業績予想の修正に関するお知らせ」において公表したとおり業績予想を下方修正し、その後、当社株価は下落いたしました。上記特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の前営業日の終値が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。また、以上のことから、当社監査役全員より、「平成28年5月13日開催の燦キャピタルマネージメント株式会社取締役会において発行決議された第三者割当による新株式の発行価額は、算定根拠となった市場価格が発行決議の直前営業日の終値であって、当社の直近の状況が市場評価に客観的に反映されており、とりわけ、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向・財務状況、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案しても、直前の市場価格が当社の現在の株式価値を客観的に示していると考えられること、また、発行価額について発行決議の直前営業日の価額に0.9を乗じた額以上であることを求める日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであることから、かかる算定根拠には合理性があり、特に有利な発行価額には該当しないと考えます」として、発行条件が特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見をいただいております。

##### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下、「ブルータス社」という。)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(105円)、行使価額(105円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年)、無リスク利率(0.248%)、株価変動性(80.86%)、当社(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること)及び割当予定先の行動(当社株価が行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行い、取得した株式を市場において売却するものとする。ただし、1度に行う権利行使の数は、1回あたり1個とし、行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うものとする)等について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果(27,500円)を基に割当予定先である本新株予約権者と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を27,500円(1株当たり1.1円)に、また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成28年5月12日)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値105円を参考とし、105円(ディスカウント率0%)といたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先のうち当社と利害関係のない本新株予約権者と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均96.56円に対する乖離率は8.75%上方、当該直前営業日までの3か月間の終値平均83.66円に対する乖離率は25.51%上方、当該直前営業日までの6か月間の終値平均84.95円に対する乖離率は23.60%上方となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近6か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考しております。

なお、当社は、本新株予約権の発行価額は、ブルーアス社の算定した公正価値と同額であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査役全員より、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、特に有利な金額には該当しない旨の意見をいただいております。

## (2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると診断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は2,100,000株(議決権数は21,000個)であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数12,541,244株に対し16.74%(平成28年3月31日現在の当社議決権個数125,412個に対しては16.74%)、本新株予約権の行使による発行株式数は1,000,000株(議決権数は10,000個)であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数12,541,244株に対し7.97%(平成28年3月31日現在の当社議決権個数125,412個に対しては7.97%)であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は24.72%であります。これにより既存株主様におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して希薄化が生じます。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。さらに、本株式が売却されると、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

しかしながら、本資金調達における割当予定先の内、尾崎氏がオーナーを務める企業とは国内不動産事業における協働を前提としており、また、OPM社とは海外事業における協働を前提としていることから、今回の引受予定先は全て、中長期的な視点で当社事業に参与し、実質的な株主価値の急激な希薄化をもたらさないとの意向であることから、今後の当社の経営において、財務基盤の強化を図りつつ、経営効率化と投資活動を積極的に進めて中長期的な戦略を策定し、実現するためには、資本調達を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であると考えます。また、仮に、本資金調達により発行される株式の合計3,100,000株を本新株予約権の行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は約6,326株となり、これは、当社株式の直近6ヶ月間における1日当たりの平均出来高約317,000株に対して約2.0%に相当し、十分に市場で円滑に売却できる水準であると考えております。

また、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり105円であります。これは平成27年3月期の1株当たり純資産33.59円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。なお、本新株予約権は、行使価額が固定されていることもあり、株価の上昇局面での行使が前提となるため、必ずしも株価下落リスクが生じるものではないと考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成25年3月期は248.13円、平成26年3月期は7.67円とプラスに転じているものの、特別利益の計上による特殊要因によるものにすぎません。そして平成27年3月期は23.76円と再びマイナスに転じております。調達した資金を「5.新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」記載のプロジェクト等に厳選して投下し、当社の経営の安定化を図り、実質的な最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合(%)
前田健司	兵庫県神戸市	1,714,100	13.67	1,714,100	10.96
OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD	1 Fullerton Road, #02-01, One Fullerton, Singapore	0	0	2,000,000	12.79
尾崎友紀	兵庫県神戸市	0	0	1,100,000	7.03
日本証券金融 株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	632,300	5.04	632,300	4.04
楽天証券株式 会社	東京都世田谷区玉川1丁目 14番1号	346,300	2.76	346,300	2.21
マネックス証 券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目 4番1号	268,500	2.14	268,500	1.72
株式会社SBI証 券	東京都港区六本木1丁目6 番1号	175,100	1.40	175,100	1.12
浜田浩一	鹿児島県霧島市	150,000	1.20	150,000	0.96
マイルストー ンキャピタル マネジメン ト株式会 社	東京都千代田区大手町1丁 目6番1号	129,569	1.03	129,569	0.83
秋成和子	北海道札幌市	120,000	0.96	120,000	0.77
計		3,535,869	28.19	6,635,869	42.43

(注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年3月31日現在の発行済株式総数及び議決権数に、割当予定先に割当てる予定の本新株式2,100,000株(議決権数21,000個)及び本新株予約権の目的である株式の総数1,000,000株(議決権数10,000個)を加えて算出しております。

3. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成28年5月30日から平成30年5月29日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。上記の数値は、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の数値を示しております。

4. 本新株式及び本新株予約権の行使により交付される普通株式は、その割当予定先であるOPM社の保有方針は純投資であります。

5. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

### 第三部 【追完情報】

#### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第23期有価証券報告書及び四半期報告書(第24期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出について

該当事項はありません。

#### 3. 最近の業績の概要について

当社第24期連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)における連結財務諸表は以下のとおりであります。なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したのではなく、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

#### 連結財務諸表

##### (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	93,857	77,429
売掛金	13,905	13,912
有価証券	-	45,000
商品	3,143	3,372
貯蔵品	2,213	771
短期貸付金	198,900	53,700
その他	52,158	21,112
貸倒引当金	33,462	60,693
流動資産合計	330,717	154,605
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	193,170	193,170
減価償却累計額	64,366	72,618
建物及び構築物(純額)	128,803	120,551
機械装置及び運搬具	17,340	17,340
減価償却累計額	16,779	17,043
機械装置及び運搬具(純額)	561	297
工具、器具及び備品	14,986	15,144
減価償却累計額	12,793	13,557
工具、器具及び備品(純額)	2,193	1,586
コース勘定	99,630	99,630
土地	47,405	47,405
リース資産	31,138	36,598
減価償却累計額	13,116	20,592
リース資産(純額)	18,021	16,006
有形固定資産合計	296,616	285,477
無形固定資産		
その他	294	188
無形固定資産合計	294	188

投資その他の資産		
投資有価証券	723,062	677,339
出資金	7,581	6,456
長期貸付金	5,434	1,847
投資不動産	2,405,812	-
減価償却累計額	527,227	-
投資不動産（純額）	1,878,585	-
その他	33,084	34,409
貸倒引当金	26,324	25,031
投資その他の資産合計	2,621,423	695,022
固定資産合計	2,918,334	980,688
資産合計	3,249,051	1,135,293

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,810	1,936
短期借入金	749,916	23,315
1年内返済予定の長期借入金	122,584	16,584
リース債務	6,792	8,065
未払金	14,868	19,205
未払法人税等	5,023	6,056
未払消費税等	3,146	102,445
その他	37,670	26,847
流動負債合計	941,811	204,456
固定負債		
長期借入金	1,230,051	83,717
リース債務	12,491	9,184
その他	546	-
固定負債合計	1,243,089	92,901
負債合計	2,184,900	297,358
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,231,992	1,231,992
資本剰余金	1,096,979	1,096,979
利益剰余金	1,907,704	2,100,975
株主資本合計	4,236,675	4,430,946
新株予約権	569	569
非支配株主持分	642,314	609,369
純資産合計	1,064,151	837,935
負債純資産合計	3,249,051	1,135,293

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
売上高	377,358	357,492
売上原価	88,387	79,470
売上総利益	288,971	278,021
販売費及び一般管理費	425,226	372,323
営業利益又は営業損失( )	136,254	94,301
営業外収益		

受取利息	4,045	2,116
消費税等調整額	1,238	879
その他	2,717	2,539
営業外収益合計	8,001	5,535
営業外費用		
支払利息	45,795	36,116
支払手数料	993	1,416
新株予約権発行費用	11,924	-
貸倒引当金繰入額	24,153	25,556
その他	14,095	5,197
営業外費用合計	96,961	68,286
経常損失（ ）	225,214	157,052
特別利益		
関係会社清算益	456	328
固定資産売却益	-	98,572
特別利益合計	456	98,901
特別損失		
事業所閉鎖損失	6,268	-
原状復旧工事費用	17,160	-
投資事業損失	10,000	-
出資金評価損	1,335	920
関係会社有価証券評価損	463	4,999
減損損失	-	110,561
出資金清算損	-	204
特別損失合計	35,227	116,686
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純損失（ ）	259,986	174,837
匿名組合損益分配額	866	546
税金等調整前当期純損失（ ）	259,119	174,290
法人税、住民税及び事業税	3,090	6,208
法人税等調整額	191	-
法人税等合計	2,899	6,208
当期純損失（ ）	262,018	180,499
非支配株主に帰属する当期純利益	3,506	12,684
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	265,525	193,184

## 連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
当期純損失（ ）	262,018	180,499
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
包括利益	262,018	180,499
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	265,525	193,184
非支配株主に係る包括利益	3,506	12,684

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,025,363	890,350	1,642,179	273,534

当期変動額				
新株の発行	206,629	206,629		413,258
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			265,525	265,525
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	206,629	206,629	265,525	147,732
当期末残高	1,231,992	1,096,979	1,907,704	421,267

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	-	638,807	912,342
当期変動額			
新株の発行			413,258
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			265,525
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	569	3,506	4,076
当期変動額合計	569	3,506	151,809
当期末残高	569	642,314	1,064,151

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,231,992	1,096,979	1,907,704	421,267
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			193,184	193,184
連結範囲の変動			86	86
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	193,271	193,271
当期末残高	1,231,992	1,096,979	2,100,975	227,996

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	569	642,314	1,064,151
当期変動額			
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			193,184
連結範囲の変動		45,629	45,716
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		12,684	12,684
当期変動額合計	-	32,944	226,215
当期末残高	569	609,369	837,935

#### (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失( )	259,119	174,290
減価償却費	48,950	43,695
減損損失	-	110,561
長期前払費用償却額	149	130



貸倒損失	-	3
貸倒引当金の増減額（ は減少）	27,009	25,938
受取利息及び受取配当金	4,045	2,116
支払利息	45,795	36,116
支払手数料	993	1,416
新株予約権発行費	11,924	-
関係会社清算益	456	328
固定資産売却損益（ は益）	-	98,572
売上債権の増減額（ は増加）	228	7
商品の増減額（ は増加）	2,306	228
仕入債務の増減額（ は減少）	688	125
未払金の増減額（ は減少）	8,621	4,337
未払消費税等の増減額（ は減少）	-	99,299
その他	23,435	19,035
小計	142,224	65,114
利息及び配当金の受取額	588	313
利息の支払額	49,868	31,123
支払手数料の支払額	1,005	966
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	3,146	6,363
営業活動によるキャッシュ・フロー	195,656	26,973
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	45,000
有形固定資産の取得による支出	11,721	268
投資不動産の売却による収入	-	1,839,768
投資有価証券の取得による支出	40,000	-
投資有価証券の償還による収入	40,000	-
投資有価証券の払戻による収入	-	39,700
関係会社株式の取得による支出	1,000	-
関係会社株式の売却による収入	-	1,000
関係会社の清算による収入	2,077	241
短期貸付金の純増減額（ は増加）	117,200	60,000
長期貸付けによる支出	1,000	-
長期貸付金の回収による収入	5,347	2,402
差入保証金の差入による支出	744	1,296
差入保証金の回収による収入	18,320	-
その他	670	159
投資活動によるキャッシュ・フロー	106,590	1,896,387

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	53,520	621,601
長期借入れによる収入	30,000	-
長期借入金の返済による支出	280,917	1,265,084
株式の発行による収入	331,275	-
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	77,018	-
新株予約権の発行による支出	9,372	-
非支配株主への清算配当金の支払額	-	45,629
その他	6,042	7,475
財務活動によるキャッシュ・フロー	195,481	1,939,789
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	106,765	16,428
現金及び現金同等物の期首残高	200,623	93,857
現金及び現金同等物の期末残高	93,857	77,429

## （５）連結財務諸表に関する注記事項

### （継続企業の前提に関する注記）

当社グループは、前々連結会計年度において、営業利益6,718千円、親会社株主に帰属する当期純利益57,045千円を計上し黒字転換しておりますが、経常損益では、38,918千円の経常損失を計上しておりました。前連結会計年度においては、営業損失136,254千円、経常損失225,214千円、親会社株主に帰属する当期純損失265,525千円を計上しておりました。当連結会計年度においても、営業損失94,301千円、経常損失157,052千円、親会社株主に帰属する四半期純損失193,184千円を計上しております。

このため、継続的な収益計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該事象又は状況を改善・解消すべく、以下のとおり、安定した収益の確保、コスト削減、財務基盤の強化及び資金の確保等により安定した経営を図って参ります。

業務提携先と協働させていただくことによる不動産の流動化事業、仲介及び各種アドバイザリー業務に加え、国内外における事業や事業会社を対象とした投資及びそこから発展するであろう新たな事業への投資を進めることにより収益の増加を図ります。

さらに、役員報酬減額の継続や業務提携先との協働をはじめとした業務の効率化を図るなど、安定的な収益の確保及び向上のための組織体制・コスト構造への転換を一層進めて参ります。

しかしながら、上記のすべての事業が計画通り実現するとは限らないため、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

### （連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

#### １．連結の範囲に関する事項

##### （１）連結子会社の数 ５社

連結子会社の名称

北斗第18号投資事業有限責任組合

北斗第19号投資事業有限責任組合

鳥取カントリー倶楽部株式会社

NQ屋台街有限責任事業組合

合同会社NQ屋台村

従来、連結子会社であった北斗第15号投資事業有限責任組合は、平成27年6月12日に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

##### （２）非連結子会社の数 ２社

非連結子会社の名称

一般社団法人鳥取カントリー倶楽部

燦フーズ株式会社

##### （連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### ２．持分法の適用に関する事項

##### （１）持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

## (2) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

## (3) 持分法非適用の非連結子会社の数 2社

会社等の名称

一般社団法人鳥取カントリー倶楽部

燦フーズ株式会社

(持分法を適用しない理由)

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

## (4) 持分法非適用の関連会社の数 1社

会社等の名称

株式会社グローバルウォーカー

(持分法を適用しない理由)

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

北斗第18号投資事業有限責任組合は10月31日、北斗第19号投資事業有限責任組合は3月20日、合同会社NQ屋台村は5月31日であります。

連結財務諸表作成に当たって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法

b その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

a 販売用不動産

個別法

b 商品

主に総平均法

c 貯蔵品

最終仕入原価法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)及び投資不動産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～48年
機械装置及び運搬具	2～5年
工具、器具及び備品	3～20年

#### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 無形固定資産

ソフトウェア

社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

##### 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

##### 社債発行費

支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

#### (4) 重要な引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日が到来する流動性の高い、短期的な投資からなっております。

#### (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

#### (会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。 )、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。 )及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。 )等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額はありません。

#### (賃貸等不動産関係)

当社グループは、以前より西日本を中心とした地域において賃貸住宅等(土地を含む。)を有しておりました。当連結会計年度において、投資対象の見直しを行うため、バランス・シートを身軽にした後、新たな投資対象に経営資源を再投入しなおすという方針の下、保有していた賃貸住宅等を全て売却致しました。

平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は79,624千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は63,460千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中変動額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	1,722,112	1,751,326
	期中増減額	29,213	1,751,326
	期末残高	1,751,326	-
期末時価		1,371,988	-

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増減内容は、利用目的を自社利用から賃貸用に変更したことによる増加59,672千円、及び賃貸住宅等の減価償却費 30,458千円であります。当連結会計年度の主な減少内容は、賃貸住宅等の減価償却費 25,555千円、及び賃貸住宅等の売却による減少 1,725,770千円であります。
3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による、「不動産鑑定評価基準」にある各手法の考え方に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行い、または各手法の妥当性を比較考量することを含む。)であります。

### (セグメント情報等)

#### 1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、投資規範を満たす案件を対象に、SPC等を活用した投資活動を実施しており、これらのSPC等が保有する資産の管理・運用を行うとともに、フィナンシャルアドバイザー等の各種業務を行っております。

したがって、当社グループは金融技術を活用した投資商品を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、「投資事業」、「アセットマネジメント事業」及び「その他の事業」の3つを報告セグメントとしております。

「投資事業」は、自己投資業務、投資スキームの企画・設計・構築をしております。「アセットマネジメント事業」は、ストラクチャーアレンジメント受託業務、アセットマネジメント受託業務をしております。「その他の事業」は、フィナンシャルアドバイザー業務、コンバージョン等の資産価値向上業務、仲介業務、その他コンサルティング業務をしております。

#### 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

#### 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	投資事業	アセット マネー ジメン ト事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	368,801	1,470	7,087	377,358		377,358
セグメント間の内部売上 高又は振替高		240	600	840	840	

計	368,801	1,710	7,687	378,198	840	377,358
セグメント利益又は損失 ( )	141,497	1,489	1,809	138,198	1,944	136,254
セグメント資産	3,038,222	976	25,054	3,064,253	184,798	3,249,051
セグメント負債	1,662,551			1,662,551	440,000	2,102,551
その他の項目						
減価償却費	49,173		39	49,212		49,212
支払利息	45,609		186	45,795		45,795
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	18,127			18,127	414	18,542

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額1,944千円は、セグメント間取引消去額であります。
  - (2) セグメント資産の調整額184,798千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。
  - (3) セグメント負債の調整額440,000千円は、各報告セグメントに配分していない本社の借入金であります。
  - (4) 全社資産に係る減価償却費及び本社の支払利息は、合理的な配賦基準に基づき各報告セグメントへ配賦しております。
  - (5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額414千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の増加額であります。
- 2 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 3 セグメント負債は、有利子負債（リース債務を除く）のみであります。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	投資事業	アセット マネージメン ト事業	その他の事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	355,246	1,320	925	357,492		357,492
セグメント間の内部売上 高又は振替高		240	600	840	840	
計	355,246	1,560	1,525	358,332	840	357,492
セグメント利益又は損失 ( )	101,411	1,355	650	99,405	5,103	94,301
セグメント資産	1,036,105	1,365	54	1,037,525	97,768	1,135,293
セグメント負債	103,966			103,966	19,650	123,616
その他の項目						
減価償却費	43,792		9	43,801		43,801
支払利息	36,047		68	36,116		36,116
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	5,728			5,728		5,728

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額5,103千円は、セグメント間取引消去額であります。
- (2) セグメント資産の調整額97,768千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に現金及び預金、管理部門に係る資産等であります。
- (3) セグメント負債の調整額19,650千円は、各報告セグメントに配分していない本社の借入金であります。
- (4) 全社資産に係る減価償却費及び本社の支払利息は、合理的な配賦基準に基づき各報告セグメントへ配賦しております。

- 2 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 3 セグメント負債は、有利子負債（リース債務を除く）のみであります。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	投資事業	アセット マネージメント事業	その他の事業	計		
減損損失	110,561			110,561		110,561

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
1株当たり純資産額	33.59円	18.18円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額( )	23.76円	15.40円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額( )及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額( )		
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失( )(千円)	265,525	193,184
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失( ) (千円)	265,525	193,184
期中平均株式数(株)	11,175,723	12,541,244
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	新株予約権の目的となる株式 の種類：普通株式 新株予約権の目的となる株式 の総数：18,000株	新株予約権の目的となる株式 の種類：普通株式 新株予約権の目的となる株式 の総数：18,000株

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による新株式発行（普通株式）

平成28年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行（普通株式）の決議を行いました。その概要は下記のとおりであります。

- (1) 払込期日 平成28年5月30日
- (2) 発行新株式数 2,100,000株
- (3) 発行価額 1株当たり105円
- (4) 資金調達額（総額） 220,500,000円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
増加する資本金の額 1株につき40円（総額 110,250,000円）  
増加する資本準備金の額 1株につき40円（総額 110,250,000円）
- (6) 募集又は割当方法  
第三者割当の方法によります。
- (7) 割当先及び割当株式数  
尾崎 友紀 1,100,000株（金銭出資）  
OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD.（以下、「OPM社」といいます。） 1,000,000株（金銭出資）
- (8) 資金の使途

調達した資金の使途につきましては、海外事業会社への出資を通して東南アジアにおけるエネルギー関連事業への投資、主にインバウンド向け宿泊施設関連事業における不動産ファンド事業への投資、当該取組による安定的な収益確保につながるまでに必要と見込まれる運転資金の不足分に充当する予定です。



## (9) その他

前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

## 2. 第三者割当による新株予約権の発行

平成28年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権発行の決議を行いました。その概要は下記のとおりであります。

- (1) 割当日 平成28年5月30日
- (2) 新株予約権の総数 40個
- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
- (4) 発行価額 1,100,000円（新株予約権1個につき27,500円）
- (5) 行使期間 平成28年5月30日から平成30年5月29日
- (6) 当該発行による潜在株式数 1,000,000株（新株予約権1個につき25,000株）
- (7) 資金調達の額（総額） 106,100,000円

（内訳）

新株予約権発行による調達額 1,100,000円

新株予約権行使による調達額 105,000,000円

- (8) 行使価額 1株当たり105円
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

- (10) 募集又は割当方法

第三者割当の方法によります。

- (11) 割当先

OPM社

- (12) 資金の用途

前記「1. 第三者割当による新株式発行（普通株式）（8）資金の用途」に記載の内容と同様であるため、記載を省略いたします。

- (13) その他

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。

本新株予約権の行使指示

割当予定先であるOPM社（以下、本新株予約権の割当予定先を「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、本新株予約権者と締結した本契約により、次の場合には当社から本新株予約権者に本新株予約権の行使を行わせることができます。

・株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下、「東証JASDAQスタンダード」といいます。）における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%（136円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の15%を上限に、本新株予約権者に本新株予約権の行使を行わせることができます。

・東証JASDAQスタンダードにおける5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%（157円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、本新株予約権者に本新株予約権の行使を行わせることができます。

行使指示を受けた本新株予約権者は、原則として10取引日以内に当該行使指示に基づき本新株予約権を行使します。

新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

**譲渡制限**

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。

**その他**

前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月30日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月30日

燦キャピタルマネージメント株式会社  
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 箕 悦 生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 井 浩 史

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度において、営業利益、当期純利益を計上し、黒字転換しているが、経常損失を計上している。当連結会計年度においては、営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このため、継続的な収益を計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、燦キャピタルマネージメント株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 6 月30日

燦キャピタルマネージメント株式会社  
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 箕 悦 生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 井 浩 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、営業利益、当期純利益を計上し、黒字転換しているが、経常損失を計上している。当事業年度においては、営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このため、継続的な収益を計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 2月12日

燦キャピタルマネージメント株式会社  
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寛 悦 生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 井 浩 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前々連結会計年度において、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益を計上し黒字転換しているが、経常損失を計上している。前連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。当第3四半期連結累計期間においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上している。このため、継続的な収益計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。



## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。